

正しく

屋外広告物のルール 守っていますか？

今一度、点検をお願いします。

屋外広告物法令の手続き

許可対象なのに
許可を受けていない

許可期限が過ぎている
のに更新されていない

適用除外*の広告物を除き、すべての広告物が許可対象です。申請漏れがないか確認し、速やかに申請してください。

*適用除外とは、日常生活を営む上で最小限必要なものについて例外を認めたものです。詳しくは広告物を出す予定の市町村にお問い合わせください。

寸法や構造等の変更があったのに変更許可を受けていない

どちらも手続きが必要です。
申請を忘れずに！

建築基準法の手続き

工作物確認を
受けていない

不燃材料を
使っていない

高さが4mを超える広告物の設置にあたっては、建築基準法に基づく工作物確認を受けなければならない場合があります。未確認の場合は建築士などの専門家に相談し、建築基準法への適合性を確認してください。

防火地域にある広告物で、建築物の屋上に設置されているもの又は高さ3mを超えるものは、その主要部分を不燃材料で造るか覆う必要があります。不燃材料を使っていない場合は速やかに改修してください。

建築物に屋外広告物を掲出する所有者（管理者）の皆様へ

建築基準法令の留意点について

- 屋外広告物のうち、高さが 4m を超える下記屋外広告物を設置する場合は、建築基準法に基づく確認申請が必要です。
- 防火地域内で、建築物の屋上に設置する屋外広告物又は高さが 3m を超える屋外広告物を設置する場合は、広告物の主要な部分を「不燃材料」で造るか覆う必要があります。
- 上記のほか、建築物は広告物の設置後も建築基準関係規定に適合する必要があります。
例えば、広告物の設置により建築物の窓をふさぐ場合、建築物の採光や排煙、非常用進入口等に関する法適合性に疑義が生じる可能性がありますので、必要に応じて建築士等にご相談ください。

《建築確認が必要な屋外広告物》

屋上利用広告	建築物の屋上（建築基準法でいう軒高よりも上の部分）を利用して、壁面から突き出さないように取り付けられた広告板・広告塔
壁面利用広告	建築物の壁面に平面的に取り付けられた広告物
突出し広告	建築物の壁面に対して垂直に取り付けられた広告物
建造物から独立した広告	建築物から独立した広告板、広告塔



※「不燃材料」は「防災製品」とは別の規格です。

◆建築基準法への対応

屋外広告物	全地域	高さ 4 m 超える広告物	<u>確認申請の提出が必要</u> ただし既存広告物の表面材のみを更新する場合は、申請不要
		高さ 4 m 以下の広告物	確認申請不要
	防火地域内	建築物の屋上に設置する広告物	<u>不燃材料で造るか覆う必要あり</u>
		高さ 3 m 超える広告物	
上記以外の広告物		不燃材料以外も可能	

お問合せ先

戸田市役所 048-441-1800

・屋外広告物に関すること 都市計画課（内線 3 2 0）

・建築基準法に関すること 建築住宅課（内線 3 8 3）

不燃材料のご確認についてはこちら

国交省 HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

国交省 構造方法 認定

検索

